

富里市危険ブロック塀等撤去費補助金交付要綱
(平成31年3月29日告示第109号)

改正 令和2年4月1日告示第61号 令和3年4月1日告示第76号

(目的)

第1条 この要綱は、地震による危険ブロック塀等の倒壊による被害を防止し、災害に強いまちづくりの形成に資するため、危険ブロック塀等の撤去を行う者に対し、予算の範囲内において、危険ブロック塀等撤去費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるものとし、これ以外の用語の定義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

- (1) ブロック塀等 市内にあるコンクリートブロック塀、組積造（レンガ造、石造等）の塀その他これらに類する塀及びこれらと一体の門柱及び基礎をいう。
- (2) 危険ブロック塀等 次のいずれにも該当するブロック塀等をいう
 - ア 建物がある場所から富里市地域防災計画に位置付けられた指定緊急避難場所又は福祉避難所に通じる建築基準法42条第1項及び第2項に規定する道路、道路法（昭和27年法律第180号）の道路又は、固定資産税の地目が公衆用道路のもの（以下「道路」という。）に面しているもの
 - イ 道路面からの高さが1.2メートルを超え、かつ、高さがブロック塀等と道路境界までの水平距離より高いもので、第5条に規定する事前調査で危険と判定されたもの
- (3) 撤去 対象となる危険ブロック塀等を全て撤去すること又は道路面からのブロック塀等の高さを1.2メートル以下に減じ、かつ、危険ブロック塀等に該当しなくなることをいう
- (4) 施工業者 市内に本店、支店、営業所等が所在し、かつ、その所在地等が明記された見積書、契約書、領収書等を発行できる事業者をいう

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 危険ブロック塀等を個人で所有している者
- (2) 当該危険ブロック塀等が設置されている同一敷地で、既にこの要綱による補助金の交付を受けていない者
- (3) 市税を完納していること。
- (4) 土地又は建物の販売を目的としていないものであること。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は補助対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（暴力団密接関係者）

第4条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、前条第2項第2号又は第3号に該当する者とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、危険ブロック塀等を、施工業者に請け負わせることにより、撤去するのに必要な経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の合計額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の2分の1の額と危険ブロック塀等の長さに1メートル当たり8,000円を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）のうちいずれか少ない額とし、100,000円を限度とする。

（ブロック塀等の事前調査）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめブロック塀等が、危険ブロック塀等に該当するか否かの事前調査を受けなければならない。

2 前項の規定による調査を受けようとする者は、富里市危険ブロック塀等撤去費補助金交付事前調査申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) ブロック塀等の現況写真
- (2) ブロック塀等の付近案内図
- (3) その他市長が必要と認めるもの

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、現地調査を行い、危険ブロック塀等に該当するかを判定し、富里市危険ブロック塀等撤去費補助金交付事前調査結果通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付申請）

第7条 前条第3項の規定による危険ブロック塀等に該当する旨の通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、富里市危険ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 市税の滞納がないことを明らかにする書類
- (2) 補助対象工事の見積書の写し
- (3) 申請手続等を施工業者に委任する場合は、委任状
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、富里市危険ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請等）

第9条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定

者」という。)は、交付決定通知を受けた後、工事の内容を変更しようとするときは、速やかに富里市危険ブロック塀等撤去費補助金変更承認申請書(別記第5号様式)に市長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更を承認すべきものと認めたときは、富里市危険ブロック塀等撤去費補助金変更承認通知書(別記第6号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、撤去が予定の期間内に完了しない場合又は撤去の実施が困難となった場合は、市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(中止の届出)

第10条 交付決定者は、撤去を中止しようとするときは、富里市危険ブロック塀等撤去費補助金中止届(別記第7号様式)により市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、撤去完了後1か月以内に富里市危険ブロック塀等撤去費補助金実績報告書(別記第8号様式。以下「報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)工事着手前、施工中及び撤去完了後の写真

(2)契約書及び領収書の写し

(3)撤去に伴い発生した廃棄物の処分報告書

(4)その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第12条 市長は、報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、報告書に示された実績が補助金交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付額を確定し、富里市危険ブロック塀等撤去費補助金確定通知書(別記第9号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定者が、補助金の交付を受けようとするときは、富里市危険ブロック塀等撤去費補助金交付請求書(別記第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和3年4月1日告示第76号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。